

## 茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）第2条第1項の林業・木材産業改善資金（以下「林業・木材産業改善資金」という。）及び林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う法第3条第2項の融資機関（以下「融資機関」という。）に対する当該業務に必要な資金の貸付けに関し、法、林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）、林業・木材産業改善資金助成法施行規則（平成15年農林水産省令第55号）及び林業・木材産業改善資金助成法第2条第1項第4号の規定に基づき農林水産大臣が指定する資金を指定する件（平成15年農林水産省告示第902号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (借受資格)

第2条 県から林業・木材産業改善資金を借り受けることができる資格を有するものは、次に掲げるものとする。

(1) 林業従事者たる個人

(2) 木材産業（法第2条第2項の木材産業をいう。以下同じ。）に属する事業を営む者（資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人に限る。）

(3) 前2号に掲げる者の組織する団体

(4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。）

(5) 前各号に掲げる者が実施する林業・木材産業改善措置を支援するため、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第11条第1項の認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合におけるその直接もしくは間接の構成員が、同法第4条第2項第2号ロに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者

2 前項第3号に掲げるもののうち、法人格を有しない団体にあつては、次に掲げる条件に該当するものとする。

(1) 林業・木材産業改善措置（法第2条第1項の林業・木材産業改善措置をいう。）を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。

(2) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

### (担保又は連帯保証人)

第3条 県から林業・木材産業改善資金の貸付けを受ける者は、別に定めるところに

より，県に担保を提供し，又は連帯保証人を立てなければならない。この場合において，貸付けを受ける者が前条第1項第3号に掲げるものである場合にあっては，連帯保証人は，同号に掲げるものを組織する者のうち，当該借受けによって利益を受ける者（その者が特定されない場合にあっては，団体の理事等）とするものとする。

- 2 知事は，貸し付けた林業・木材産業改善資金に係る債権を保全するため必要があると認めるときは，当該貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対し，担保の追加若しくは変更又は連帯保証人の追加若しくは交替を求めることができる。

（林業・木材産業改善資金の償還方法）

第4条 県が貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還方法は，償還期間が1年以内の場合にあっては一時払とし，償還期間が1年以上の場合にあっては均等年賦払（据置期間がある場合は，当該据置期間経過後の償還期間における均等年賦払）とする。

（法第7条第1項の申請書）

第5条 法第7条第1項（法第12条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の申請書は，林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号）によるものとする。

（貸付資格の認定等）

第6条 知事は，法第7条第1項の認定をしたときは，林業・木材産業改善資金貸付資格認定書（様式第2号）を同項の申請をした者（以下「認定申請者」という。）に交付するものとする。

- 2 知事は，法第7条第1項の認定をしない旨の決定をしたときは，その旨を認定申請者に通知するものとする。

（県に対する貸付けの申請）

第7条 県から林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は，林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書と併せて，林業・木材産業改善資金貸付申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

（貸付けの決定等）

第8条 知事は，前条の申請があったときは，当該申請に対する審査を法第7条第1項の認定に係る審査と一体的に行い，貸付けを行うことが適当であると認めるときは，貸付けの決定をするものとする。

- 2 知事は，前項の規定により貸付けの決定をしたときは，林業・木材産業改善資金貸付決定通知書（様式第4号）を貸付申請者に交付するものとする。
- 3 知事は，貸付けをしない旨の決定をしたときは，その旨を貸付申請者に通知するものとする。
- 4 貸付申請者は，林業・木材産業改善資金貸付決定通知書の交付を受けたときは，

速やかに林業・木材産業改善資金借用証書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（県貸付金の貸付けの申請）

第9条 融資機関は、林業・木材産業改善資金の貸付けの業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（様式第6号）を提出するものとする。

（県貸付金の貸付けの決定等）

第10条 知事は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、貸付けを行うことが適当であると認めるときは、県貸付金の貸付けの決定をするものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書（様式第7号）を融資機関に交付するものとする。

3 知事は、県貸付金の貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を融資機関に通知するものとする。

4 融資機関は、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書（様式第8号）を知事に提出するものとする。

（県貸付金の貸付けの条件）

第11条 融資機関が県貸付金の貸付けを受けて行う法第3条第2項の林業・木材産業改善資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

(1) 融資機関から林業・木材産業改善資金を借り受けることができるものの資格は、第2条第1項及び第2項の規定に準じること。

(2) 融資機関が貸し付ける林業・木材産業改善資金の償還方法は、第4条の規定に準じること。

(3) 融資機関から林業・木材産業改善資金を借り受けた者が林業・木材産業改善措置に係る事業を実施したときは、当該借り受けた者に対し報告を求めること。

(4) 次に掲げるときは、直ちに知事に報告し、その指示に従うこと。

ア 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとするとき。

イ 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となったとき。

（事業実施報告等）

第12条 借受者は、林業・木材産業改善措置に係る事業の完了後30日以内に、林業・木材産業改善資金事業実施報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 融資機関は、前条第3号の報告を受けたときは、速やかに林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の規定により林業・木材産業改善資金事業実施報告書又は林業・

木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書の提出があった場合において、その内容が貸付けの目的に適合していないと認めるときは、借受者又は融資機関に対し、必要な指示をすることができる。

(償還方法の変更)

第 13 条 借受者は、県から貸付けを受けた林業・木材産業改善資金の償還方法を変更しようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金等償還方法変更申請書(様式第 11 号)を提出するものとする。

2 融資機関は、県貸付金の償還方法を変更しようとするときは、知事に林業・木材産業改善資金等償還方法変更申請書を提出するものとする。

3 知事は、前 2 項の申請があったときは、その内容を審査し、償還方法の変更を認めたときは、林業・木材産業改善資金等償還方法変更承認通知書(様式第 12 号)を借受者又は融資機関に交付するものとする。

4 知事は、第 1 項又は第 2 項の変更の申請の承認をしない旨の決定をしたときは、その旨を借受者又は融資機関に通知するものとする。

(支払猶予の申請)

第 14 条 法第 10 条(法第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする者(以下「支払猶予申請者」という。)は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(様式第 13 号)に知事が指定する者の証明書を添え、償還期日(分割払の場合の各支払期日を含む。)の 30 日前までに知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定等)

第 15 条 知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、猶予することが適当と認めたときは、直ちに支払の猶予の決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定をしたときは、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書(様式第 14 号)を支払猶予申請者に交付するものとする。

3 知事は、支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を支払猶予申請者に通知するものとする。

4 法第 11 条の違約金については、償還金の償還期日を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定をしたときにおいても、これを徴収するものとする。

(事務の委託)

第 16 条 知事は、県が行う林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払猶予の決定を除く。)の一部を、茨城県森林組合連合会(以下「県森連」という。)及び茨城県木材協同組合連合会(以下「県木連」という。)に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた県森連又は県木連は、その事務の一部を森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)第 9 条第 2 項第 1 号の事業を行う森林組合又は中小企

業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の2第1項第2号の事業を行う木材協同組合で知事が指定する組合に再委託することができる。

(書面の提出方法及び交付方法)

第17条 この規則の規定により知事に提出する書面は、書面を提出しようとする者の住所地又は主たる事務所の所在地(以下「住所地等」という。)を管轄する農林事務所(以下「農林総合事務所」という。)又は県森連、県木連若しくはその者の住所地等をその地区内に含む前条第2項の規定により林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務の再委託を受けたもの(以下「事務委託機関」という。)を経由するものとする。

2 この規則の規定により第3条第1項各号に掲げるものに交付する書面は、農林事務所長又は事務委託機関を経由するものとする。

(報告)

第18条 知事は、必要があると認めたときは、借受者、融資機関及び事務委託機関から必要な報告を求めることができる。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の茨城県林業改善資金貸付規則(昭和52年茨城県規則第49号)の規定に基づく貸付けの決定をした林業改善資金については、なお従前の例による。

付 則(平成18年規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。